

学童保育の集団規模の適正化状況について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第29号）に基づき、1つの支援の単位を構成する児童数をおおむね40人以下とすることに伴い、児童の集団規模の適正化を図るため、平成27年度から3か年の計画で教室の分割による施設整備を実施した。

【分割に伴う学童保育施設整備数】

年度	整備前のクラス数	整備したクラス数 (学童保育室数)
平成27年度 (平成26年度整備)	32	13 (7)
平成28年度 (平成27年度整備)	45	8 (8)
平成29年度 (平成28年度整備)	52	9 (9)

【学童保育室の運営状況】

年度	1クラス 運営	2クラス 運営	3クラス 運営	クラス数 合計
平成27年度	21	3	6	45
平成28年度	15	8	7	52
平成29年度	7	14	9	62